



※申込方法や掲載基準など詳細は、市HPまたは下記へお問い合わせください。  
◆市民税課 田(☎042-460-9826)

適正配置の検討]等の、継続的に取り組んでいる大きな課題などは、引き続き実施に向けた取り組みを進めていきます。  
報告書の詳細は、市HPまたは情報公開コーナー(両庁舎1階)をご覧ください。  
◆教育企画課 園(☎042-438-4070)

### その他

#### 教育委員会事務事業 点検・評価の報告

西東京市教育委員会では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第27条の規定に基づき、教育委員会の事務事業について点検・評価を行い、報告書を作成しました。  
平成25年度における主な事務事業10項目は、各項目における目標をおおむね達成できました。「学校施設適正規模・

#### 油・断・快適！下水道 ～下水道に油を流さないで～

キッチンから流れた油は、下水道管の詰まりや悪臭の原因になります。  
鍋や食器に付いた油汚れは、洗う前に拭き取りましょう。この行動が川や海の良い水環境につながります。  
◆下水道課保(☎042-438-4060)

#### 傍聴 審議会など

- ひばりが丘中学校建替協議会  
時 10月20日(月)午前10時  
場 保谷東分庁舎  
内・定 委員の依頼および任命、協議会の運営、今後の予定<sup>ほか</sup>・10人  
◆教育企画課 園(☎042-438-4070)
- 地域公共交通会議  
時 10月27日(月)午前10時～正午  
場 保谷庁舎4階  
内・定 はなバス乗降調査およびアンケート調査結果を踏まえたはなバスの課題の検討<sup>ほか</sup>・5人  
◆都市計画課 保(☎042-438-4050)
- 社会教育委員の会議  
時 10月27日(月)午後2時～4時

- 場 保谷庁舎3階  
内・定 今後の社会教育行政の運営体制<sup>ほか</sup>・5人  
◆社会教育課 保(☎042-438-4079)
- 地域コミュニティ検討委員会  
時 10月30日(木)午後6時30分  
場 田無庁舎5階  
内・定 地域コミュニティ施策・5人  
◆協働コミュニティ課 保(☎042-438-4046)

#### 傍聴 教育委員会

- 時 10月28日(火)午後2時  
場 防災センター6階  
内・定 行政報告<sup>ほか</sup>・10人  
◆教育企画課 保(☎042-438-4070)

## 平成25年度 健全化判断比率と資金不足比率を公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」、いわゆる「財政健全化法」は、1年間の収支や将来負担に関する財政指標(①～④の健全化判断比率・⑤の資金不足比率)を、監査委員の審査結果とともに議会に報告し、市民の皆さんに公表することを義務づけています。これらの比率が国の定める「早期健全化基準」・「経営健全化基準」を超える場合は、財政健全化計画や経営健全化計画を策定する義務を負うなど、財政の健全化に向けた取り組みを行うことになります。  
平成25年度決算に基づく本市の健全化判断比率および資金不足比率は、全ての指標において、各基準の範囲内となりました。  
市では、引き続き行政改革を推進し、財政構造の弾力性・健全性をより一層高め、市民サービスの維持・向上を図っていきます。  
◆財政課 田(☎042-460-9802)

### ◆健全化判断比率と資金不足比率

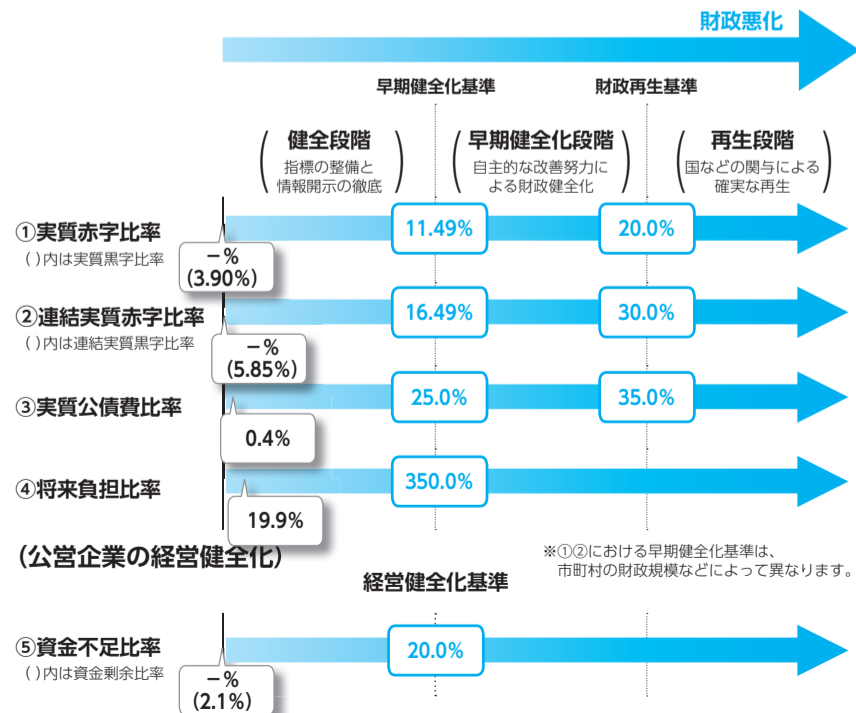
健全化判断比率		早期健全化基準
①実質赤字比率	- (実質黒字比率 3.90)	11.49
②連結実質赤字比率	- (連結実質黒字比率 5.85)	16.49
③実質公債費比率	0.4	25.0
④将来負担比率	19.9	350.0

注：実質赤字額または連結実質赤字額がない場合および実質公債費比率または将来負担比率が算定されない場合は、「-」と表示しています。  
注：( )内には、実質収支または連結実質収支が黒字である場合の実質黒字比率または連結実質黒字比率を表示しています。

◆資金不足比率 (単位：%)		
特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
⑤下水道事業特別会計	- (資金剰余比率 2.1)	20.0

注：資金不足額がない場合は、「-」と表示しています。  
注：( )内には、資金剰余額がある場合の資金剰余比率を表示しています。

### ◆平成25年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率



### ◆語句解説

- ①実質赤字比率  
一般会計等において、歳入から歳出や翌年度に繰り越す財源などを差し引いた額が赤字である場合、その赤字額(実質赤字)の標準財政規模(※)に対する割合です。
- ②連結実質赤字比率  
特別会計を含めた全ての会計を対象とした実質赤字(または資金不足額)の標準財政規模に対する割合です。
- ③実質公債費比率  
一般会計等が負担する元利償還金など(借入金返済のための元金と利子や、一部事務組合への負担金・補助金のうち組合の借入金返済に充てたと認められるもの<sup>等</sup>)の、標準財政規模を基本とした額に対する割合です。
- ④将来負担比率  
一般会計等が将来負担すべき実質的な負債(借入金の残高、一部事務組合などの借入金返済に充てる負担等見込額、職員退職手当支給予定額<sup>等</sup>)の、標準財政規模を基本とした額に対する割合です。
- ⑤資金不足比率  
公営企業会計において、資金不足額がある場合、その不足額の公営企業の事業規模に対する割合です。

※標準財政規模 地方公共団体が、標準的な状態にあるときに通常収入されるであろう経常的な一般財源の規模を示すものです(臨時財政対策債の発行可能額を含みます)。  
※紙面の都合上、固有名詞である専門用語をやむなく使用しています。財政白書では、家計に例えるなど、より平易な言葉での解説を加えていますので、そちらをぜひご覧ください。

### ◆平成25年度における比率の対象

一般会計等	西東京市 公営事業会計	公営企業会計	一部事務組合 広域連合	地方三公社 第三セクター
<ul style="list-style-type: none"> <li>一般会計</li> <li>中小企業従業員退職金等共済事業特別会計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険特別会計</li> <li>駐車場事業特別会計</li> <li>介護保険特別会計</li> <li>後期高齢者医療特別会計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道事業特別会計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>柳泉園組合</li> <li>東京たま広域資源循環組合</li> <li>東京市町村総合事務組合</li> <li>多摩六都科学館組合</li> <li>昭和病院組合</li> <li>東京都後期高齢者医療広域連合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>西東京市土地開発公社</li> </ul>



## 財政白書・市税白書を作成しました

市民の皆さんに市の財政状況や市税の現状をご理解いただくため、「財政白書」と「市税白書」の最新版を作成しました。財政白書(平成25年度決算版)は財政課(田無庁舎3階)、市税白書(平成25年度版)は市民税課(田無庁舎4階)で、またいずれの白書も情報公開コーナー(両庁舎1階)で配布しています。市HPでもご覧いただけます。  
◆財政白書に関するお問い合わせ.....財政課 田(☎042-460-9802)  
◆市税白書に関するお問い合わせ.....市民税課 田(☎042-460-9826)  
納税課 田(☎042-460-9831)  
資産税課 田(☎042-460-9829)